農産物検査の検査結果等報告
マニュアル

令和８年４月９日

岡山県農林水産部農産課

目　　次

検査結果報告

第１　検査結果報告書の作成　・・・　１

第２　検査結果報告書の提出　・・・　１

第３　報告書の取りまとめ等　・・・　１

第４　検査結果の公表等　・・・　１

第１　検査結果報告書の作成

地域登録検査機関は、自らが実施した農産物検査について、農産物検査法第20条第３項及び農産物検査法施行規則第20条の規定に基づき、農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日（平成13年３月22日農林水産省告示第445号。以下「報告規程」という。）に定めるところにより、規則第20条に掲げる事項を記載した検査結果報告書を作成する。

なお、検査結果報告書は、電磁的方式により作成することができるものとする。

第２　検査結果報告書の提出

地域登録検査機関は、第１の報告書を報告規程に定める期日までに、電子メール等により知事に報告する。この際、公印については省略することができる。

ただし、報告の期日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。）第１条第１項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない状況により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ知事に報告するものとする。

第３　報告書の取りまとめ等

知事は、地域登録検査機関から提出された検査結果を別表に掲げる様式にとりまとめ、別表に掲げる期日までに電子メール等により地方農政局長に報告する。

ただし、報告期日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない状況により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ地方農政局長に報告する。

第４　検査結果の公表

１　公表時期

知事は、取りまとめた検査結果について、公表の必要があると認める場合は、農林水産省農産局長が公表した後に、ホームページへの掲載等により公表を行うことができる。

この場合、知事は、地方農政局長から登録検査機関であって農産物検査を行う区域が複数の区域である登録検査機関（以下「広域登録検査機関」という。）の検査結果の提供を受け、地域登録検査機関と広域登録検査機関の検査結果を合算したものとする。

２　公表内容

検査結果の公表内容は、次に掲げるものとする。

（１）国内産米穀の検査結果

（２）国内産麦類の検査結果

（３）国内産大豆の検査結果

（４）輸入農産物の検査結果

（５）知事が公表の必要があると認める検査結果

別表

農産物検査の区　分	農産物の種類	事　　項	期　　間	様　式	都道府県知事の報告期日(注)
品位等検査	米穀（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	当年産（生産された年の翌年の10月31までに検査を行うべきことを求められたものをいう。以下同じ。）の検査を開始した日から8月31日までの間	様式第１号、様式第１号－２及び様式第２号	９月20日
			当年産の９月から12月までの毎月の１日から末日までの間		翌月の20日
			当年産の翌年１月１日から翌年３月31日までの間		翌年４月20日
			当年産の翌年４月１日から翌年６月30日までの間		翌年７月20日
			当年産の翌年７月１日から翌年10月31日までの間		翌年11月20日
	麦（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	４月１日から８月31日までの間	様式第１号及び様式第３号	９月20日
			９月１日から10月31日までの間		11月20日
			11月１日から翌年１月31日までの間		翌年２月20日
			翌年２月１日から翌年３月31日までの間		翌年４月20日
	大豆（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	５月１日から12月31日までの間	様式第１号及び様式第４号	翌年１月20日
			翌年１月から翌年４月までの毎月１日から末日までの間		翌月の20日
	そば（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	５月１日から12月31日までの間	様式第５号	翌年１月20日
			翌年１月１日から翌年２月末日までの間		翌年３月20日
			翌年３月及び翌年４月の毎月１日から末日までの間		翌月の20日
	小豆、いんげん、かんしょ生切干及びでん粉（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	４月１日から12月31日までの間	様式第５号	翌年１月20日
			翌年１月１日から翌年２月末日までの間		翌年３月20日
			翌年３月１日か翌年３月31日までの間		翌年４月20日
	輸入に係る農産物	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	４月１日から翌年の３月31日までの間	様式第６号	翌年７月20日
成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査結果	４月１日から翌年３月31日までの間	様式第７号	翌年５月20日

（注）県民局は、地域登録検査機関のデータをとりまとめ、都道府県知事の報告期日の５日前までに農産課へ報告すること。

様式第１号

番　　号
年　月　日

中国四国農政局長　殿

岡山県知事

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（　　年　　月　　日現在累計）

生産年度

（単位：kg）

都道府県名	農産物の種類	検査区分	銘　　柄	荷造り及び包装	量　目	検査総数量	特　上	特　等	１　等 （合　格）	２　等	３　等 （等　外）	規格外 （等外上）	備　考

備考１　「検査区分」の欄には、農産物検査法（以下「法」という。）第３条の品位等検査（米穀の品位等検査）、法第５条第１項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）、法第６条の品位等検査（麦の品位等検査）及び法第９条の品位等検査（米麦以外の農産物の品位等検査）の別を記載すること。

２　大豆の検査結果にあっては、各年５月１日から翌年４月末日までの累計とし、生産年度ごとに別葉とすること。

３　検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。

様式第１号－２

番　　号
年　月　日

中国四国農政局長　殿

岡山県知事

水稲うるち玄米の機械鑑定による品位についての検査の検査結果報告書（　　年　　月　　日現在累計）

生産年度＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：kg）

都道府県名	農産物の種類	検査区分	銘柄	荷造り及び包装	量目	検査総数量	品位の測定結果										
							容積重	白未熟粒	水分	死米	胴割粒	砕粒	着色粒	異種穀粒		異物	
														基準値以下	基準値超	基準値以下	基準値超

備考１　「検査区分」の欄には、農産物検査法（以下「法」という。）第３条の品位等検査（米穀の品位等検査）、法第５条第１項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）の別を記載すること。

２　「農産物の種類」の欄には、「水稲うるち玄米」と記載すること。
なお、農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第１条に規定する米穀の当年産以外のものの検査結果にあっては、別葉とし、「農産物の種類」の欄に当年産以外の別を記載し、「生産年度」を「会計年度」とすること。

３　品位の測定結果については、農産物規格規程（平成13年２月28日農林水産省告示第244号）第一の二の（三）のハの（ロ）に定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づく測定値の加重平均値等を記載する。ただし、異種穀粒及び異物については「基準値超」又は「基準値以下」となった加重割合を記載する。

様式第２号

番　　号
年　月　日

中国四国農政局長　殿

岡山県知事

国内産米穀の等級理由別検査結果報告書（　　年　　月　　日現在累計）

生産年度＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：kg）

都道府県名	農産物の種類	等　級	検　査　数　量	整粒不足	形　　質	水分過多	被　害　粒	死　　米	着　色　粒	異種穀粒	異　　物	そ　の　他

備考１　農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第１条に規定する米穀の当年産以外のものの検査結果にあっては、別葉とし、「農産物の種類」の欄に当年産以外の別を記載し、「生産年度」を「会計年度」とすること。

様式第３号

番　　号
年　月　日

中国四国農政局長　殿

岡山県知事

国内産麦類の等級理由別検査結果報告書（　　年　　月　　日現在累計）

生産年度＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：kg）

都道府県名	農産物の種類	等　級	検査数量	容積重	整粒不足	形質	水分過多	被害粒							異種穀粒	異物				その他
								計	発芽粒	赤かび粒	黒かび粒	たい色粒	裂皮粒又は剥皮粒	その他		計	なまぐさ黒穂病粒	麦角粒	その他	

様式第４号

番　　号
年　月　日

中国四国農政局長　殿

岡山県知事

国内産大豆の等級理由別検査結果報告書（　　年　　月　　日現在累計）

生産年度

（単位：kg）

都道府県名	農産物の種類	等級	検査数量	形質			水分過多	被害粒																	未熟粒	異種穀粒	異物	備考
				計	粒ぞろい	その他		計	病害粒				虫害粒			変質粒			破砕粒	皮切れ粒	はく皮粒	汚損粒	しわ粒	その他				
									計	紫斑病粒	褐斑病粒	その他	計	食害	吸害	計	霜害粒	その他										

備考１　各年５月１日から翌年４月末日までの累計とし、生産年度ごとに別葉とすること。

様式第５号

番　　号
年　月　日

中国四国農政局長　殿

岡山県知事

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書　（　　年　　月　　日現在累計）

生産年度

（単位：kg）

都道府県名	農産物の種類	銘　　柄	荷造り及び包装	量　目	検査総数量	１　等 （合　格）	２　等	３　等 （等　外）	規格外 （等外上）	備　考

備考１　検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。
備考２　そばについては各年５月１日から翌年４月末日までの累計、その他（小豆、いんげん、かんしょ生切干及びでん粉）については会計年度の累計とし、生産年度ごとに別葉とすること。
備考３　そばの検査数量は0.5kg単位とすること。

様式第６号

番　　号
年　月　日

中国四国農政局長　殿

岡山県知事

外国産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（　　年４月１日から　　年３月31日まで）

（単位：トン）

都道府県名	種　類	銘　柄	荷造り及び包装	量　目	検査総数量	１　等（合格）	２　等	３　等	４　等	５　等	規格外	備　考

備考１　「種類」の欄には、政府買入委託契約、売買同時契約（ＳＢＳ契約）及び民間貿易の別並びに農産物の種類（米穀、小麦、大麦・はだか麦及びその他農産物の別）を記載すること。
２　検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。

様式第７号

番　　号
年　月　日

中国四国農政局長　殿

岡山県知事

成分検査結果報告書（　　年　　月　　日現在累計）

（単位：kg）

都道府県名	証明番号	種　類	生産年度	銘　柄	検査数量	測定結果			備　考
						たんぱく質	アミロース	でん粉	

備考１　「備考」の欄に検査を行った登録検査機関名を記載すること。